



平成 30 年 10 月 30 日

【照会先】

栃木労働局労働基準部監督課

監督課長 高橋 拓

主任監察監督官 井口 恵貴

(電話) 028 (634) 9115

(FAX) 028 (632) 6585

報道関係者 各位

11 月に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します

～ 重点監督、過労死等防止対策推進シンポジウム等を実施 ～

平成 26 年 11 月に成立した「過労死等防止対策法」において、11 月は「過労死等防止啓発月間」とされています。栃木労働局（局長 白兼 俊貴）では、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働の解消に向け「過重労働解消キャンペーン」を実施し、以下の取組を行います。（[資料 1](#) 参照）

1 実施期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）から 11 月 30 日（金）までの 1 か月間

2 主な取組

① **集中的な監督指導（重点監督）**

過労死等に関して労災請求が行われた事業場、時間外・休日労働時間数が月 80 時間を超えていると考えられる事業場、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的な監督指導（重点監督）を実施します。

② **過労死等防止対策推進シンポジウム**

日時 **平成 30 年 11 月 2 日（金）** 14：00～17：00

会場 栃木県青年会館コンセーレ アイリスホール（宇都宮市駒生 1-1-6）

③ **無料電話相談の実施**

日時 **平成 30 年 11 月 4 日（日）** 9：00～17：00

「過重労働解消相談ダイヤル」をフリーダイヤルで全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり相談を受け付けます。

0 1 2 0 - なくしましょう 7 9 4 - 長い残業 7 1 3

④ **労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問**

日時 **平成 30 年 11 月 19 日（月）** 14：00～

訪問先 カルビー(株) 清原工場

栃木県内で長時間労働の削減に取り組んでいる企業に労働局長が職場訪問を行います。詳細は追って公表いたします。

※ 栃木県内の労働時間等の状況及びキャンペーンの詳細は別紙のとおり。

栃木県内の労働時間等の状況と「過重労働解消キャンペーン」の詳細

平成 30 年 7 月 6 日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、さらに同月 24 日には、変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、勤務間インターバル制度の周知や導入に関する数値目標等が盛り込まれるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっています。

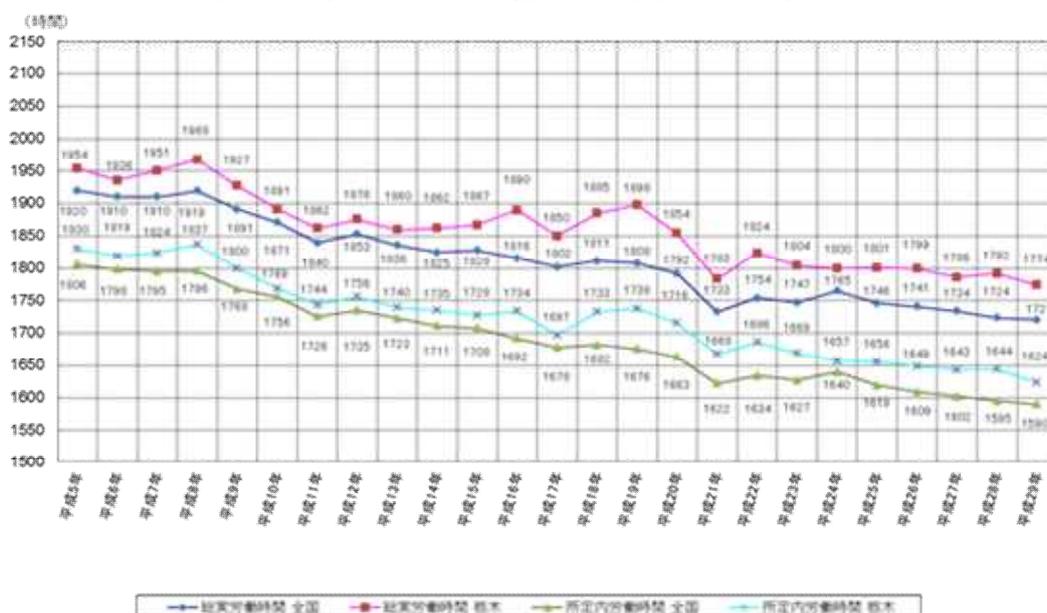
こうした中、わが国においては依然として長時間労働の問題が認められ、過労死等（脳・心臓疾患、精神障害）に関する労災請求件数・支給決定件数も高水準で推移しています。とりわけ、栃木県においては、平成 29 年の労働者一人当たりの年間総実労働時間が前年より 18 時間減少し 1,774 時間（全国 1,721 時間）となったものの、依然として所定労働時間及び所定外労働時間ともに経年的に全国平均を上回り続けていることから、より一層の長時間労働の削減に向けた取組が求められています。

このため、栃木労働局では、過労死等防止啓発月間（[資料 2](#) 参照）でもある 11 月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。キャンペーンにおける①～④の取組の詳細は、次のとおりです。

【栃木県内の労働時間の状況】

- ◆ 平成 29 年における県内労働者の 1 人平均の年間総実労働時間は、対前年比 18 時間減少し、1,774 時間となっています。なお、同年の全国の年間総実労働時間は、前年より 3 時間減少し、1,721 時間となっています。
- ◆ 栃木県における主要産業別の総実労働時間は、建設業（2,046 時間）が最も長く、次いで、運輸・郵便業（2,036 時間）、製造業（1,955 時間）となっています。また、宿泊・飲食サービス業（1,158 時間）が最も短く、次いで、卸売・小売業（1,643 時間）、医療・福祉業（1,662 時間）となっています。
- ◆ 栃木県における主要産業別の総実労働時間の状況を全国と比較すると、医療・福祉業が全国平均より 38 時間長く、次いで建設業が 29 時間、卸売・小売業が 19 時間長くなっています。

（第 1-1 図）総実労働時間及び所定労働時間の推移（全国・栃木県） ※ 事業所規模 5 人以上



※ いずれも毎月勤労統計調査結果（厚生労働省・栃木県、事業所規模 5 人以上）による。

① 集中的な監督指導（重点監督）

【対象とする事業場】

- ・ 過労死等に関して労災請求が行われた事業場
- ・ 時間外・休日労働時間が月 80 時間を超えていると考えられる事業場
- ・ 離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業 等

【重点的に確認・指導する事項】

- ・ 時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導を行います。
- ・ 賃金不払残業がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導を行います。
- ・ 労働時間管理について確認し、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ・ 長時間労働が認められた場合は、時間外・休日労働の削減とともに、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

【重大・悪質な事案への対応】

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

【平成 29 年の「過重労働解消キャンペーン」監督指導結果】

- ・ 重点監督の実施事業場 : 108 事業場
- ・ 違反状況 : 74 事業場 (68.5% (全国 65.9%)) に労働基準関係法令違反あり。
 - ① 違法な時間外労働があったもの : 35 事業場 (32.4% (全国 37.3%))
うち、時間外・休日労働時間が最も長い労働者の時間数
月 80 時間を超えるもの : 16 事業場 (45.7% (全国 59.5%))
うち、月 100 時間を超えるもの : 9 事業場 (25.7% (全国 38.7%))
うち、月 150 時間を超えるもの : 1 事業場 (2.9% (全国 7.8%))
 - ② 賃金不払残業があったもの : 6 事業場 (5.6% (全国 7.0%))
- ・ 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの : 53 事業場 (49.1% (全国 72.1%))
うち、時間外・休日労働を月 80 時間以内に削減するよう指導したもの : 22 事業場 (41.5% (全国 55.9%))

② 過労死等防止対策推進シンポジウム（資料 3 参照）

日時：平成 30 年 11 月 2 日（金）14：00～17：00

会場：栃木県青年会館コンセーレ アイリスホール（宇都宮市駒生 1-1-6）

過労死を考える家族の会の方の体験談発表、栃木県内の企業の取組事例の発表、メンタルヘルス対策と働き方改革についての講演などを聞くことができます。

③ 無料電話相談の実施

平成 30 年 11 月 4 日（日）に「過重労働解消相談ダイヤル」をフリーダイヤルで全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり相談を受け付けします。

なお、「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、次のとおり相談を受け付けています。

● **労働条件相談ほっとライン**（資料4参照）

平日夜間と土・日に無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ ろうどう
0120-811-610（月～金 17：00～22：00、土日 10：00～17：00）

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143.html>

● **栃木労働局管内の「総合労働相談コーナー」**

平日の8：30～17：15（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）に相談を受け付けています。

栃木労働局総合労働相談コーナー	028(634)9112
宇都宮総合労働相談コーナー	028(633)4251
足利総合労働相談コーナー	0284(41)1188
栃木総合労働相談コーナー	0282(24)7766
鹿沼総合労働相談コーナー	0289(64)3215
大田原総合労働相談コーナー	0287(22)2279
日光総合労働相談コーナー	0288(22)0273
真岡総合労働相談コーナー	0285(82)4443

【労働基準関係情報メール窓口】

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

④ **労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問**

日時：平成30年11月19日（月）14：00～

訪問先：カルビー（株）清原工場（宇都宮市清原工業団地23-7）

栃木県内で長時間労働の削減等に取り組んでいる企業に労働局長が職場訪問を行います。詳細は追って公表いたします。

⑤ **その他**（すでに実施した事項）

（1）**過重労働解消のためのセミナー**（資料5参照）

日時：平成30年9月28日（金）14：00～16：30

会場：宇都宮市文化会館（宇都宮市明保野町7-66）

過重労働の現状と企業経営に与える影響、過重労働防止に向けた対策などについて、具体的な取組例などを盛り込み、詳しく解説しました。

（2）**労使の主体的な取組の促進**

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取り組みに関する周知啓発等について、10月に労働局長及び労働基準部長から協力要請を行いました。